

(別紙)

パブリックコメントでいただいた御意見の概要及び回答

御意見の概要	御意見に対する考え方
<p>(1) 今回の省令改正に関し、「塩化ビニルの重合体のくず」は、OECD理事会決定対象国への再生目的での輸出を除き、特定有害廃棄物等に含まれる(即ち、今回パブコメ中の「バーゼル法該否判断基準案」に係わず、バーゼル条約の附属書II及びバーゼル法上の第二条一号口の対象となることから、バーゼル法第四条の輸出の承認を要する)と理解してよいか。</p> <p>(2) 一方、「塩化ビニルの重合体のくず」が今般の該否判断基準案4(1)に示されるA~Dの4条件(汚れ無し、異物混入無し、単一樹脂、リサイクル材料)を守った物である場合、バーゼル法第4条の輸出の承認を得られやすくなるのか。法的に直結はしないが、運用上この解釈基準案が参考になるとよいのではないかと思うがいかがか。</p> <p>(3) また、「塩化ビニルの重合体のくず」のOECD理事会決定対象国への再生目的での輸出については、引き続き省令別表第二の六項に維持され、バーゼル法第四条の輸出承認の規制対象外となると理解してよいか。</p> <p>(4) OECD理事会決定については、OECD内で引き続き改正の可能性や方向性につき議論中と認識しているが、議論が落ち着き省令改正が必要となった場合は、可能な限り法律施行前に、省令改正等のための改めてパブコメが行われると想定してよいか。</p>	<p>(1) 御理解のとおりです。</p> <p>(2) 「塩化ビニルの重合体のくず」の輸出の関するバーゼル法第4条の承認と本判断基準案4.(1)に記載するA~Dの条件の充当は関係ありません。</p> <p>(3)、(4) 必ずしも本パブリックコメントの対象文書に対する御意見ではないため、今後の政策立案の参考にさせていただきます。</p>